

小児外傷救急医療体制に関する検討会の設置について

1. 設置の目的

大阪府救急医療対策審議会

救急医療対策についての重要事項の調査審議及び救急病院等を定める規定による救急病院又は救急診療所の認定又はその取消しに当たっての事前審査に関すること

三次救急医療体制のあり方に関する検討部会

審議経過：H27年12月～H29年6月（計8回）

検討項目：①重篤患者の受入れ

②救命救急センターの機能集約と連携

③高齢者救急

④メディカルコントロール

⑤小児・周産期・精神救急

⑥認定基準と整備方針

- 平成29年度「三次救急医療体制のあり方に関する検討部会」において、『外傷のデータ検証の必要性』と『小児外傷の輪番制・センター化の検討』を検討すべきとの答申があった。

第2章 救命救急センターの機能集約と連携

(4) 外傷診療の機能集約に関する検討

外傷診療機能の集約化については、将来的な必要性を鑑み、ORION等によるデータを用いた検証をすすめるべきである。

第5章 小児・周産期・精神救急

搬送先医療機関が決まらない軽傷・中等症の小児外傷については、輪番制、あるいは救命救急センターで受け入れる体制や、将来的に外傷診療の集約化が行われる場合は、外傷センターで受け入れるなどの確実な受入体制を圏域ごとに整備すべきと考える。

- 小児外傷救急医療体制を検討するにあたっては、項目を整理した上で、各委員から意見聴取を行い議論する。

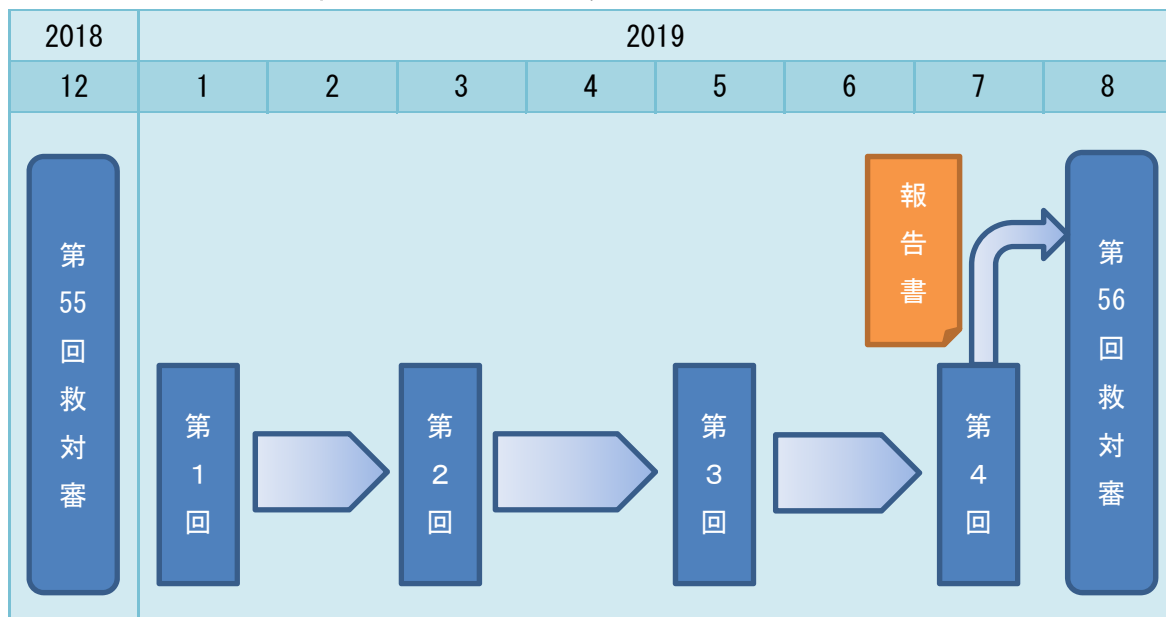
2. 検討会委員

- 検討会の委員は、大阪府救急医療対策審議会、府内の救急医療施設、消防機関、大学及び行政機関等に属する者、必要な専門的知識及び技能を有する者で構成を予定している。

3. 検討項目（案）

- 現状
 - ① 国・都道府県・大阪府の施策等の把握
 - ② ORION・JTDBデータの分析
 - ③ 電話相談（#7119・#8000）の状況
 - ④ 重篤小児ネットワーク・小児救命救急Cの状況
- 課題
 - ① 受入れ医療機関（年齢・術具・麻酔・虐待・訴訟・医師不足 等）
 - ② 受入れ科目（脳外科か小児科の判断）
 - ③ 受入れ態勢（輪番制やセンター化の検討）
- 取り組み
 - ① 頭部外傷受入先の統一化の検討
 - ② 電話相談とORIONのリンク
 - ③ 初期救急医療機関・二次救急告示医療機関でのトリアージ
 - ④ 救命救急センター・小児救命救急センターでの積極的な受入れ
 - ⑤ メディカルコントロール体制（府域統一・圏域別）

4. スケジュール（第56回までとした場合）



※必要に応じて、検討会の回数を調整することもある